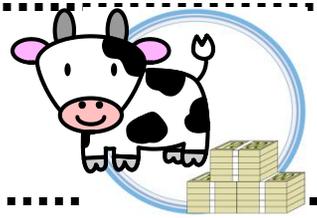




悪質商法から高齢者を守る！

過去に 和牛オーナーの契約をして 被害にあった方が狙われています



事例

10年以上前に、百万円を出資して和牛オーナー契約をした。その後契約先の社長と幹部らが詐欺で逮捕されて連絡がとれないため、預託金の返還はあきらめていた。しかし突然ある業者から電話があり、今すぐ手続きをすれば返還の可能性があるという。信用して良いのだろうか。

アドバイス

- ・平成8～10年に全国的に被害の多かった和牛オーナー契約の被害金額を取り戻す、という二次被害の相談が増加しています。
- ・和牛のオーナーになり育成のための預託を募る事業者については、警察が摘発を行ったため、現在は預託金の返還が難しい状態です。
- ・お金が戻ると言われても、弁護士費用や手数料という名目でお金を請求されるため、詐欺の可能性が強いと考えられます。
- ・事例の他にも、言葉巧みに免許証等の身分証明や、過去の契約関係の書類をFAXで送るよう求められるケースがありますので注意が必要です。

被害に遭わないために！

- 安易に見知らぬ業者や過去の契約業者を名乗る電話勧誘を相手にしない！
- 過去に被害にあっている場合は、二次被害を疑いましょう。
- おかしいと感じたら、すぐに消費生活センターへ相談しましょう！



裏面も
見てね

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL052-222-9671

土・日 TEL052-222-9690

・祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分
(土・日は電話相談のみ)

